

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、将来の業務実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

野庭住宅・野庭団地における創造界隈拠点コンセプト検討業務委託

### 2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 履行場所

委託者が指定する場所

### 4 業務趣旨

横浜市では、2004年から横浜の最大の強みである「港を囲む独自の歴史や文化」を活用し、芸術や文化の持つ「創造性」を生かして、都市の新しい価値や魅力を生み出す都市づくりを「創造都市横浜」の施策に基づき進めている。都心臨海部で進めてきたこの施策を活用し、地域のコミュニティを豊かにすることや魅力とにぎわいのあるまちづくりに貢献するため、市全域に展開することを目標とし、野庭住宅・野庭団地で空き店舗を活用した新たな創造界隈拠点のモデル事業を実施する。

また、都市デザインの新たな展開として、空き店舗の活用等、価値が薄れてしまったもの、こと、場所に、「デザイン」や「工夫（カスタマイズ）」を施すことで、新たな価値を創出し、「地域の個性の継承・発展」「地域への参加と愛着」「循環文化の醸成」につなげる「アップサイクルのまちづくり」の実践としても併せて検討する。

なお、想定する拠点の場所は以下のとおり。

#### 【概要】

野庭団地ショッピングセンター1・2階空き店舗（電源、水道等なし）

住所：横浜市港南区野庭町610

延床面積：約450m<sup>2</sup>

構造：RC造

### 5 業務内容

#### (1) 活用のコンセプト検討

イベントやワークショップ等を通じて、下記の要素を把握し、子どもから高齢者まで、様々な世代がアップサイクルを通じて、交流し、クリエイティブを発揮できるコミュニティの拠点として創造界隈拠点が目的を果たすためのコンセプトを委託者に提案する。なお、コンセプトは「野庭住宅・野庭団地みらいビジョン」に沿ったものを提案する。

ア 地域外からのポテンシャル

- (ア) 地域住民以外も活用したくなる、訪れたくなるコンテンツや場づくりに求められているもの
- (イ) 社会情勢・時流を踏まえ、将来的な社会ニーズの検討を行う

イ 現状だけでなく、将来までを見据えた地域からのニーズやポテンシャル

- (ア) 地域住民が魅力とにぎわいのあるまちづくりのために求めるもの
- (イ) 地域住民が現状地域に足りないと感じているもの
- (ウ) 地域住民が活用したくなるコンテンツや場づくりに求められるもの
- (エ) 地域内から見た住宅団地に対するポテンシャル

ウ 拠点にふさわしいアップサイクルの具体的なコンセプトの策定

- (ア) 古材や古物、廃棄予定の物品、規格外プロダクト等のもの、ことの価値を見つめなおすことが出来る場を想定し、検討する。
- (イ) 拠点機能としてふさわしい取組を検討する。
- (ウ) 地域や地域外から訪れる人々のコミュニケーションハブとなる事を目指す

エ 拠点運営における課題

- (ア) 拠点運営時に想定される運営上の課題の抽出
- (イ) 事業者へ期待する内容

(2) コンセプトを検討するためのイベントやワークショップ等

委託者と共同でイベントやワークショップ等を行い、(1)アからエを検討するための要素を確認する。

また、イベントやワークショップ等は、委託者等と時期や内容を十分に協議したうえで計画及び実施すること。実施の際には団地や周辺地域に広報を行い、多様な参加者が集まるよう工夫すること。

イベントやワークショップ等を行うことで、新たな拠点や地域の魅力・にぎわい形成に継続して携わることができる担い手の掘り出しにつなげる。

(3) 打ち合わせ

(1)、(2)の業務について、委託者との定例打ち合わせを2週間に1回程度実施する。打ち合わせは対面の他に、web会議等による実施も可能とする。

(4) 報告書の作成

本委託業務全体が把握できる報告書を作成する。

## 6 成果品

以下のものを委託者に提出すること。ただし必要な形式を別途指示する場合がある。

### (1) 報告書

本委託業務全体が把握できる報告書2部を作成する。

(CD-R等の電子データ)一式

### (2) 成果物の納品場所

横浜市にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

## 7 概算額

概算業務価格（上限価格）は4,910,000円（税込）を限度とします。

## 8 想定スケジュール

令和7年8～11月頃 イベントやワークショップ等の実施

11～3月頃 創造界隈拠点コンセプト案及び報告書の作成

## 9 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項等を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定すること。
- (3) その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。
- (4) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (5) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に帰属するものとする。